

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実、当社の最重要課題の一つであります。経営執行過程において取締役会の意思決定機能・監督機能、監査役会の監査機能及び社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に発揮させることによって、経営の健全性、公平性、透明性の向上に継続的に取り組む方針であります。併せて適時的確な情報開示を行うとともにトップマネジメントによる積極的なIR活動を行う他、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていくことによって、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでおり、コーポレートガバナンス・コードの各原則のうち、実施しない項目及びその理由は次のとおりです。なお、当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に関する取組みは、当社ウェブサイトの「コーポレートガバナンス・コードに関する取組みについて」をご参照ください。

<http://www.dvx.jp/ir/information5.html>

[原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)]

社名の由来にあるベンチャー精神を尊ぶ社風の下、取締役会では、定量(数値)課題、定性課題を共有し、業務執行取締役、執行役員による適切なリスクテイクを促すとともに、事業の計画段階で様々な角度からリスク計量を行い、事業性等の審査を行っております。業務執行取締役及び執行役員の報酬については、半年ごとに開催される評価会議の評価結果を反映し決定されておりますが、個別事案の成否によるインセンティブ報酬制度は実施しておりません。

[補充原則4-2-1]

中長期にわたる継続的成長のため、取締役の報酬は、役位、職務範囲、全社業績、目標達成度に応じた評価を反映させております。中長期の業績連動報酬・株式報酬については実施しておりませんが、今後の検討課題と認識しております。

[補充原則4-8-1]

独立社外役員は高い専門性や知見、豊富な経験を有して個々にその能力を経営に反映すべきと考えており、独立社外役員のみを構成員とする会合を設置することで共通認識が形成される場合など、取締役会等において独立した立場での意見を述べるに当たっての弊害も考えられるため、この種の会合は設置いたしません。

[補充原則4-8-2]

独立社外取締役は、高い専門性や知見、豊富な経験を有して個々にその能力が経営に反映されるべきと考え、筆頭独立社外取締役の選任による序列意識や依存意識の醸成につながるおそれを避けるため、選任いたしません。

[補充原則4-10-1]

独立社外取締役を2名選任しております。取締役会の過半数には達してませんが、専門的な知見と豊富な経験を活かし、取締役会における指名・報酬等の特に重要な事項の審議に当たり、積極的に意見を述べるとともに、必要に応じた助言を行っていることから、独立した諮問委員会を設置いたしません。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4. 政策保有株式]

政策保有株式を保有する場合は、業務提携、取引の維持・強化等、保有の合理性を取締役に於いて検討することとし、保有後は年度末に政策保有株式の合理性を確認することとしております。また、政策保有株式に関する議決権行使については、当該企業の株主総会議案が、保有目的の実現を妨げるものでないか、当社との取引関係に支障をきたす内容ではないか等の合理性を確認した上で賛否を判断しております。

[原則1-7. 関連当事者間の取引]

取締役・監査役、その2親等以内の親族及び実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引等の関連当事者取引は、取締役会の承認を要することとしています。また、年度末には取締役と監査役から関連当事者取引に関する確認書面を徴収し、会社の利益を害する関連当事者取引がない旨の証跡としております。

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社においては、企業年金の積立金の運用を行っていないため、財政状態への影響はありません。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画を決算説明会資料等に掲載、開示しているほか、決算説明会や機関投資家個別面談、個人投資家向け会社説明会等においてIR担当取締役が説明にあたっております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を本報告書の「1-1. 基本的な考え方」に記載しているほか、当社ウェブサイトにも掲載しております。

- (3) 当社取締役の報酬は、固定報酬及び変動報酬である業績評価報酬からなる基本報酬、並びに業績連動報酬である役員賞与から構成されており、具体的な報酬額の決定は、取締役会から代表取締役に再一任されております。基本報酬は、役位、職務範囲に基づき、経営環境を勘案した上で業績寄与度を中心とした評価により決定されることとしており、役員賞与は、基本報酬と役員賞与の合計額の30%を上限とし、売上高経常利益率、自己資本当期純利益率（ROE）等の財務指標の前年比向上等を単年度及び複数年度の観点から評価し決定されることとしております。なお、社外取締役の報酬は、その職責が業績連動報酬になじまないため、固定報酬である基本報酬のみとしております。
- (4) 取締役候補者については、取締役会の意思決定機能、監督機能を果たすべく、半期ごとに行われる評価会議結果を参考に、役割分担に応じた専門性を有する者を代表取締役が取締役会に提案し、審議、承認した者を株主総会議案として毎年付議しております。また、社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては代表取締役が会社法基準及び東京証券取引所の独立役員基準に加重して、実質的に独立役員として監督業務に就く能力を審査し候補者の指名を行っております。
- (5) 全ての取締役候補者及び監査役候補者について個々の指名理由を株主総会招集通知に記載しております。なお、詳細は当社ウェブサイトの「株主総会招集ご通知」をご参照ください。
<http://dvx.jp/ir/library6.html>

[補充原則4-1-1]

取締役会で法令・定款・取締役会規程に定められた事項を議論し、経営の大きな方向性を意思決定しております。経営理念、経営基本方針、中長期経営計画、資本政策、年度経営計画等に関して取締役会では積極的に議論した上で意思決定を行っており、意思決定した事項の具体的な執行については、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員に委任し、取締役会はその執行状況を監督しております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

独立性基準については、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加え、自社加重基準として、当社から年間1000万円以上の報酬を過去5年以内に支給を受けた会計専門家、法律専門家、経営コンサルタント等ではないこと、当社より5000万円以上の金員の貸付を受けている会社・団体の役員ではないこと、当社より年間500万円以上の寄附金を得ている団体の役員ではないこととしております。

[補充原則4-11-1]

適正なガバナンス体制を実施するため、取締役候補者は、代表取締役の推薦により取締役会において決定されます。社内取締役候補者は、経営戦略と事業領域を考慮し、執行役員の中から選定しており、社外取締役候補者は、上場企業での企業経営の経験者または経営に関する専門的な知見と豊富な経験を有する候補者の中から選定しております。

[補充原則4-11-2]

株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書等を通じて役員の兼任状況を毎年開示しております。取締役は当社の事業活動を理解し、取締役会に出席し、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、当社のほかに2社を超える上場企業の役員を兼職しないことを基本原則とします。取締役が他社から役員就任の要請を受けたときは、取締役会へ通知することとしております。

[補充原則4-11-3]

取締役は半期ごとの評価会議において、経営目標の進捗を確認し、相互評価されており、取締役会全体の実効性について分析・評価しております。また、取締役任期が1年であることから、この分析・評価により取締役会を構成する取締役候補者を選出し、株主総会において毎年、取締役選任議案を上程しております。

[補充原則4-14-2]

取締役、監査役及び執行役員を対象として、各役員の経験、知見に応じて財務会計、法務・コンプライアンス、経営戦略策定等に関する研修を年に1回以上実施し、研修の一部に外部研修機関を利用することで客観性を持たせ、全社的かつ中長期的な視野をもって戦略的に経営を構想する能力の育成に努めております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

IR担当取締役に代表取締役社長を選任し、IR担当部署を財務経理部としています。株主や投資家、アナリスト、マスコミに対しては、決算説明会を半期ごとに開催し、積極的に株主、投資家等との個別面談を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社MSS	3,192,800	29.49
若林 誠	1,242,000	11.47
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	695,000	6.42
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB FOR HEALTHINVEST MICROCAP FUND (常任代理人 株式会社三菱東京銀行)	552,400	5.10
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT (常任代理人 株式会社三菱東京銀行)	303,700	2.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	285,500	2.64
ディービーエックス社員持株会	157,200	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	136,500	1.26
戸田 幸子	134,400	1.24
住友生命保険相互会社	130,000	1.20

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

(1) 上記の「大株主の状況」は、2019年3月31日時点の株主名簿の状況であります。
 (2) 上記大株主の若林誠氏は、2019年1月5日に逝去されましたが、2019年3月31日現在において、相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村松 光春	公認会計士								○			
堂垣内 重晴	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村松 光春	○	村松光春氏は、GLOVACC株式会社の代表取締役であり、平成30年3月期において同社と当社の間に取引が生じましたが、その取引額は100万円未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	村松光春氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と深い見識を有しており、それらに基づく経営の監督とチェック機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社ハッピー商会及びGLOVACC株式会社の代表取締役として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。 当社は、村松光春氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

堂垣内 重晴	○	該当ありません。	堂垣内重晴氏は、豊富な経験や幅広い見識を有しており、それらに基づく健全かつ効率的な経営を推進するための助言と経営の監督機能を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務として直接会社経営にも関与されており、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。当社は、堂垣内重晴氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。
--------	---	----------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から四半期レビュー報告及び監査報告を受け、会計監査の過程、結果を確認し、情報の共有化を図っております。また、監査役は、独立した内部監査室（2名）と相互に連携して効果的かつ効率的に情報の共有を行い、適正な監査の実施、指摘事項の改善に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三縄 昭男	公認会計士													
中村 眞一	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三縄 昭男	○	該当ありません。	三縄昭男氏は、公認会計士・税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 当社は、三縄昭男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。
中村 真一	○	該当ありません。	中村真一氏は、弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しており、それらを当社の監査に活かしていただくことを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 当社は、中村真一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、当社は同取引所が定める基準に加えて、当社や当社役員、主要株主との関係等も加味した独自の独立性基準を設定しており、同氏は当該独立性基準を満たしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立性基準を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
 独立性基準については、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加え、以下の自社加重基準を設けております。

- ・当社から年間1000万円以上の報酬を過去5年以内に支給を受けた会計専門家、法律専門家、経営コンサルタント等ではないこと
- ・当社より5000万円以上の金員の貸付を受けている会社・団体の役員ではないこと
- ・当社より年間500万円以上の寄附金を得ている団体の役員ではないこと

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬は、固定報酬及び変動報酬である業績評価報酬からなる基本報酬、並びに業績連動報酬である役員賞与から構成されており、具体的な報酬額の決定は、取締役会から代表取締役役に再一任されております。基本報酬は、役位、職務範囲に基づき、経営環境を勘案した上で業績寄与度を中心とした評価により決定されることとしており、役員賞与は、基本報酬と役員賞与の合計額の30%を上限とし、売上高経常利益率、自己資本当期純利益率（ROE）等の財務指標の前年比向上等を単年度及び複数年度の観点から評価し決定されることとしております。なお、社外取締役の報酬は、その職責が業績連動報酬になじまないため、固定報酬である基本報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬は、固定報酬及び変動報酬である業績評価報酬からなる基本報酬、並びに業績連動報酬である役員賞与から構成されており、具体的な報酬額の決定は、取締役会から代表取締役に再一任されております。基本報酬は、役位、職務範囲に基づき、経営環境を勘案した上で業績寄与度を中心とした評価により決定されることとしており、役員賞与は、基本報酬と役員賞与の合計額の30%を上限とし、売上高経常利益率、自己資本当期純利益率（ROE）等の財務指標の前年比向上等を単年度及び複数年度の観点から評価し決定されることとしております。なお、社外取締役の報酬は、その職責が業績連動報酬になじまないため、固定報酬である基本報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専属の部署は設置していませんが、必要に応じて関係部署が社外取締役及び社外監査役をサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

＜監査役会＞

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されており、取締役会及びその他重要な会議に出席するとともに、各部署を監査し、取締役の職務執行状況を監査できる体制をとっております。監査役会規程に基づき、定時監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。

＜取締役会＞

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）により構成されており、取締役会規程に基づき、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、法令・定款・取締役会規程に定められた事項を議論し、経営の大きな方向性を意思決定しております。経営理念、経営基本方針、中長期経営計画、資本政策、年度経営計画等に関して取締役会では積極的に議論した上で意思決定を行っており、意思決定した事項の具体的な執行については、代表取締役及び業務執行取締役、執行役員に委任し、取締役会はその執行状況を監督しております。

＜経営会議＞

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び議長が必要と認めた者で構成されております。原則として月1回開催しており、取締役会及び代表取締役の諮問機関として位置づけられ、経営に関する重要事項、全社あるいは各部門の経営課題等について審議しております。

＜リスク・コンプライアンス委員会＞

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として設置され、事業遂行にかかわる様々なリスクについて事業年度ごとに特定し、評価の見直しを行い、各部門に適切に対応させることにより、全体的なリスク管理を実施しております。また、リスク対応の実施計画、進捗、結果を取締役に報告しており、リスクが顕在化した場合には、その早期解決を図るために活動することとしております。

リスク・コンプライアンス委員会は、取締役または執行役員の中から取締役会により選任された委員長および各部門の責任者である委員で組織され、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的な取組みを策定しております。

＜会計監査人＞

当社は、新日本有限責任監査法人との間で、監査契約を締結しております。

◆会計監査業務を執行した公認会計士

・矢崎 弘直
・飯田 昌泰

◆監査業務に従事した補助者

・公認会計士 6名
・会計士試験合格者等 4名
・その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業規模を勘案して、社外取締役2名を含む取締役会と社外監査役2名を含む監査役会が、連携して各取締役の業務執行状況を監督・監査するという現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

それぞれの社外取締役及び社外監査役に対しては、一般株主の利益を確保する独立役員として、会計や法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監査とチェック機能、又は豊富な経験や幅広い見識に基づく健全かつ効率的な経営推進のための助言を期待しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な検討期間をもてるように招集通知の早期発送に努めております。法定期日の1週間以上前に発送するよう努めており、発送日前に当社及び東京証券取引所ウェブサイトの開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家や海外投資家による議決権電子行使が可能な環境を提供しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォーム及び当社ウェブサイトにおいて英文による株主総会招集通知及び参考書類を提供しております。
その他	当社ウェブサイトにおいて、株主総会の招集通知、決議通知及び議決権行使結果を掲載しております。 第33期定時株主総会は、招集通知を2019年6月4日に発送し、2019年6月26日を開催日としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて、情報開示基本方針を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信、株主通信、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:代表取締役社長 柴崎 浩 IR担当部署:財務経理部	
その他	個人投資家向けの会社説明会を適宜実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の事業に与えられた社会的責任を果たすため、関係法令や社内諸規則を遵守する基本方針として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対して、正確かつタイムリーで、公平な情報提供ができるよう、IR規程を定めております。
その他	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主通信、プレスリリースなど様々なステークホルダーに有用と思われる開示情報を当社ホームページに掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保するための体制を整備・運用することを基本方針として定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルールの遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に即して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DVx行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
 - (2) リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
 - (3) コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
 - (4) 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
 - (5) 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
 - (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。
 - (2) 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い、必要な対策を講じる。
 - (3) 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することができる。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役から監査業務の補助を委託された使用人の人事異動、評価等については、監査役の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役の指揮を外れ、監査役の指示に従い業務を行う。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合
 - (2) 上記(1)のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室又は社外監査役に報告することができる。
 - (3) 取締役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議における監査役の出席を通じて、担当職務の執行の状況を報告する。
 - (4) 上記(1)乃至(3)にかかわらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (5) 当社は、上記(1)又は(2)の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
 - (2) 監査役は、内部監査室が行う内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。
10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
11. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

業務遂行に際して反社会的勢力との関係・取引・利用を一切しないことを徹底するために、「反社会的勢力対応細則」を制定しております。
当該細則の基本方針は、以下のとおりであります。

- (1) 反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わることはいかなる形であっても絶対あってはならない。
- (2) 役員及び社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会から信頼を勝ちうるべく、反社会勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。

また、経営管理部長を総括責任者として、日ごろから社外専門家、情報機関誌、セミナー等を通じて情報収集に努め、最新の動向を把握し、的確に対応できるように研鑽しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

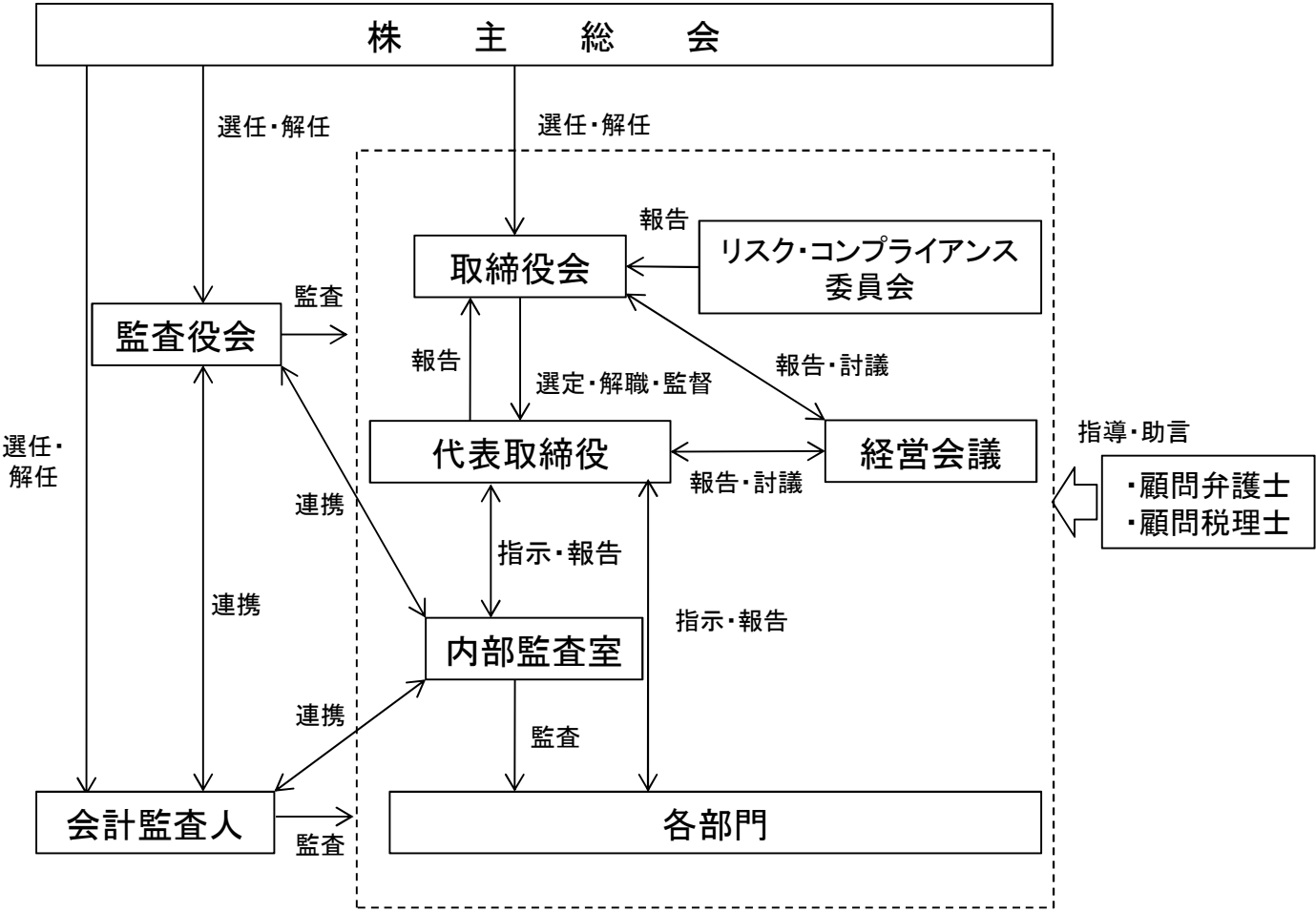
1. 適時開示に対する基本方針

当社は、企業価値の増大に最大の注意を払い長期かつ安定的な利益還元を目指すとともに「人に優しい医療」という経営理念のもと、すべてのステークホルダーに対し、透明性、公平性、継続性を基本に会社法や金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、タイムリーな情報提供に努めることを基本方針としております。

2. 適時開示業務を執行する体制

適時開示業務については、重要情報開示細則を定め、情報開示担当役員の責任の下で行うことで、情報公開の一貫性・統一性を維持しております。また、適時開示すべき重要情報については、取締役会または社長による決定後、速やかに開示を行っております。なお、適時開示情報を含む重要情報の開示までの流れは「情報開示体制図」のとおりです。

【コーポレートガバナンス体制図】



【情報開示体制図】

